

出入国在留管理庁より 在留資格を 持っている人が 再入国をする 予定がある時の 申出について

2020年11月1日より後に 再入国する 外国人は、再入国をする予定の 申出（受理書）の 手続は ありません。メールでの 申し込みや 質問の 受付は 終わりました。

※今は、緊急事態宣言が 出たので、病気が 広がらないように するための 措置を よりしっかり しています。緊急事態宣言を やめるまで、全ての人に 対して、出国前検査証明を 出すように お願い しています。詳しいことは [こちら](#)を 見てください。（日本語です）

ただし、再入国の 上陸申請をする日より 14日以内に、入国を 拒否している国や 地域にいたこと がある人は、滞在している国や 地域を出る 72時間以内に COVID-19（新型コロナウイルス）の 検査を受けて、「陰性」であることを 証明する 検査証明を 必ず持ってきてください。

※原則として、下の決まった フォーマットを 使用して、自分の国にある 病院に 記入してもらい、（全て 英語で書く）、医師が 自分の名前を 書いたもの、または ハンコを 押したものを 準備し てください。自分で作った フォーマットを 使う場合、決まった フォーマットと 同じ内容が 書 かれているものを 準備してください。

※検査の方法について、決まった フォーマットに 書かれている 採取検体、検査方法以外のものは 認められません。

[再入国許可により出国した外国人が再入国する際に必要となる新型コロナウイルス感染症に関する検査証明のフォーマット](https://bit.ly/35q81Hj) [word] <https://bit.ly/35q81Hj>

今、入国を 拒否している国や 地域は、外務省か 在外公館の ホームページを 確認してください。
https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page4_005130.html

※在留資格を 持っていて、10月31日までに 出国した人は 上に書かれている 内容の 対象には入 りません。再入国する時に 必ず 受理書を 見せてください。